資料 3

青梅市居住支援協議会傍聴規程

（趣旨）

第１条　この規程は、青梅市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第２条　何人も、本規程の定めるところにより、協議会を傍聴することができる。ただし、協議会の内容が青梅市情報公開条例 （平成 30 年条例第 31 号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴の許可）

第３条　協議会の傍聴を希望する者は、青梅市居住支援協議会委員長(以下「委員長」という。)に対して、協議会開始時刻までに書面(別記様式１）により傍聴を申し込むものとする。

２　傍聴の許可は、傍聴券(別記様式２)の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、協議会場に入室することができない。

３　委員長は、協議会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定する。傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。委員長が特段の事情があると認める場合には、定員によらず傍聴を許可することができる。

４　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

５　傍聴券の交付に係る事務は、住宅課が所管する。

（傍聴者の会議資料の閲覧）

第４条 委員長は、協議会を開催するときは、協議会資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、協議会資料に青梅市情報公開条例に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴者の遵守事項）

第５条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。

(2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。

(3) 酒気を帯びていないこと。
(4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
(5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
(6) 騒ぎ立てる等、協議会の妨害をしないこと。
(7) 飲食または喫煙をしないこと。
(8) 携帯電話等の電源を切ること。
(9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
(10) その他協議会の支障となる行為をしないこと。

２　傍聴者は、協議会会場においては、委員長および協議会の庶務を担当する住宅課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否および退出の命令）

第６条 委員長は、前条の一に該当すると認める者については、入室の拒否または退出の命令をすることができる。

（傍聴者の退室）

第７条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。
(1) この規程に違反し、委員長に退出の命令を受けたとき。
(2) 委員長が協議会を非公開と決定したとき。

２　前項第１号の規定により退出を命じられた者は、当日再び協議会会場に入ることはできない。

（委任）

第８条 この規程に定めのない事項は、委員長が定める。

付　則

この規程は、令和８年５月２６日から施行する。

様式１

青梅市居住支援協議会　傍聴申込書

青梅市居住支援協議会傍聴規程第３条の規程にもとづき、青梅市居住支援協議会の傍聴を申し込みます。

なお、傍聴に際し、傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

お住まいの地区（該当する地区の番号に○）		氏　　名
１．青梅地区	７．成木地区	
２．長淵地区	８．東青梅地区	
３．大門地区	９．新町地区	
４．梅郷地区	10．河辺地区	
５．沢井地区	11．今井地区	
６．小曾木地区	12．青梅市以外	

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

様式１

青梅市居住支援協議会　傍聴申込書

青梅市居住支援協議会傍聴規程第３条の規程にもとづき、青梅市居住支援協議会の傍聴を申し込みます。

なお、傍聴に際し、傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

お住まいの地区（該当する地区の番号に○）		氏　　名
１．青梅地区	７．成木地区	
２．長淵地区	８．東青梅地区	
３．大門地区	９．新町地区	
４．梅郷地区	10．河辺地区	
５．沢井地区	11．今井地区	
６．小曾木地区	12．青梅市以外	

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２

傍聴券 青梅市居住支援協議会	傍聴券 青梅市居住支援協議会
傍聴券 青梅市居住支援協議会	傍聴券 青梅市居住支援協議会

注　意　事　項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を住宅課へ返却して下さい。

注　意　事　項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を住宅課へ返却して下さい。

注　意　事　項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を住宅課へ返却して下さい。

注　意　事　項

- 入室の許可があるまで、会議室への入室はできません。
- 入室後は、速やかに傍聴席に着席して下さい。
- 会議を傍聴中は傍聴券を携帯してください。
- 傍聴券の再発行はしません。
- 傍聴規程（抜粋）を遵守して下さい。

お帰りの際は、本券を住宅課へ返却して下さい。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴するにあたり、以下の事項を遵守してください。

住宅課

青梅市居住支援協議会議傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第５条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。

(2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。

(3) 酒気を帯びていないこと。

(4) 協議会中にみだりに席を離れないこと。

(5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。

(6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。

(7) 飲食または喫煙をしないこと。

(8) 携帯電話等の電源を切ること。

(9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。

(10) その他協議会の支障となる行為をしないこと。

２ 傍聴者は、協議会会場においては、委員長および協議会の庶務を担当する住宅課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否および退出の命令）

第６条 委員長は、前条の一に該当すると認める者については、入室の拒否または退出の命令をすることができる。

（傍聴者の退室）

第７条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

(1) この規程に違反し、委員長に退出の命令を受けたとき。

(2) 委員長が協議会を非公開と決定したとき。

２ 前項第１号の規定により退出を命じられた者は、当日再び協議会会場に入ることはできない。